

## 浸水防止対策補助金 QA

Q1 茂原市外に居住しており、茂原市内に空き家及び賃貸物件を所有しているが補助を受けることは可能か。

A1 補助金は現に使用の実態がある（居住または事業の用に供する）建物が対象となるため、使用していない空き家及び賃貸物件（空き店舗等）は補助を受けることはできません。

Q2 居住（使用）している店舗兼住宅は補助を受けることは可能か。

A2 補助を受けることができます。

Q3 分譲マンションに実施する浸水対策工事は、補助を受けることは可能か。

A3 住民で組織する理事会等において工事の承認をうけ、代表者（管理組合等）が申請することで補助を受けることができます。

Q4 賃貸住宅（賃貸店舗）等に住んでいる（使用している）場合は、補助を受けることは可能か。

A4 建物及び土地所有者の承諾が得られれば補助を受けることができます。（工事承諾）

Q5 倉庫や車庫は補助を受けることは可能か。

A5 住宅、事務所又は店舗等の、継続的に居住又は使用されている建物が対象となるため、補助を受けることは出来ません。ただし、対象となる建物等（継続的に居住又は使用されている建物）と併せて実施する場合は補助を受けることができます。

Q6 住宅等の新築に併せて補助を受けることは可能か。

A6 補助は現に居住又は使用実態がある建物等が対象となるため、更地に新たに新築する住宅等は補助を受けることはできません。ただし、現に居住する住宅等を解体し、同一の敷地内又は対象区域内に新築、増改築し、浸水防止対策工事を実施する場合は補助を受けることができます。

Q7 給湯器やエアコン室外機（設備機器等）のかさ上げは補助を受けることは可能か。

A7 設備機器等のかさ上げは補助を受けることはできません。補助対象工事は①止水壁②かさ上げ工事③盛土④止水板⑤耐水住宅となります。また設置する工作物は浸水に耐える構造であること、法令等に適合していること、高さ要件に該当していることなどの要件があります。

Q8 高さ要件とは。

A8 浸水被害防止効果を高めるため、一定の高さの浸水防止対策に対し補助を行うものです。一定の高さとは、①過去に浸水被害にあった区域においては、過去の浸水被害以上の高さ。②浸水の想定される区域においては、茂原市洪水ハザードマップの想定浸水深に対する高さとなります。

Q9 コンクリートブロックでつくる止水壁は補助を受けることは可能か。

A9 一般的なコンクリートブロック塀は、周囲の目隠し等の用途で設置されるため、浸水による水圧等の外圧に対し、倒壊等の危険が考えられるため補助を受けることはできません。ただし、補強等を行い浸水に耐える構造であると示すことができれば、補助を受けることができます。

Q10 止水板を自作で設置したが、補助を受けることは可能か。

A10 自作の場合、補助の要件である、浸水に耐える構造であることを示すことが困難であるため、補助を受けることはできません。止水板を設置する際は、止水板の製造メーカーの仕様書等から浸水に耐えるかものかご確認下さい。

Q11 止水板を購入し自前で設置したが、資材購入費は補助を受けることは可能か。

A11 資材購入費も補助を受けることができます。ただし、購入した資材を対象建築物等に設置することが補助要件となります。そのため、設置せず資材購入費のみは補助の対象となりません。購入した資材を設置し完了写真を提出して下さい。

Q12 茂原市洪水ハザードマップはどこで確認できますか。

A12 茂原市公式ウェブサイト及び市役所建築課窓口等で確認できます。

Q13 すでに（申請前に）浸水対策を実施したが、補助を受けることは可能か。

A13 申請時に書類審査が必要となるため、申請前に工事に着手（完了含む）していた場合は補助を受けることはできません。

Q14 茂原市内であればどこでも補助を受けることは可能か。

A14 補助対象となる区域があります。補助対象区域は①過去に浸水による被害のあった区域②茂原市洪水ハザードマップに記載されている浸水が想定される区域となります。

Q15 土砂災害警戒区域や急傾斜地崩落危険区域は補助を受けることは可能か。

A15 浸水被害の防止又は軽減を目的としているため、補助を受けることはできません。

Q16 補助対象工事に関する施行中、完成後の検査はあるか。

A16 施行中の検査はありません。完成時に書類審査と併せて必要に応じて現地調査等を行う場合があります。完成時の書類審査では、施工後不可視となる構造上重要な部分の施行中の写真、また、施行完了後の写真が必要となります。工事施行業者へ写真撮影の依頼をして下さい。

Q17 申請の期限はあるか。

A17 申請の期限はありませんが、事業完了の実績報告書の提出期限が申請年度の3月15日までとなるため、それまでに完了し報告書の提出が可能な工事が要件となります。

Q18 申請すれば必ず補助を受けることができるか。

A18 申請書類の審査を行い、補助要件を満たしていれば補助対象となりますが、予算の執行状況により申請を早期終了し、補助を受けることができない場合があります。ご検討の場合は申請前にご相談下さい。

Q19 補助額はいくらか。

A19 補助対象工事に係る経費の1/2以内となり、上限額が50万円となります。

例：工事見積額 300 万円の場合  $300 \text{ 万円} \times 1/2 = 150 \text{ 万円}$  補助額 50 万円（上限額）

工事見積額 60 万円の場合 60 万円×1/2 = 30 万円 補助額 30 万円（経費の 1/2）

Q20 補助金を返還する場合はあるか。

A20 補助金の申請時及び実績報告時に偽りその他不正の手段があった場合、補助金の交付決定の取り消し及び、補助金を返還していただくこととなります。

Q21 浸水対策工事の費用はどのくらいかかるか。

A21 浸水対策工事の内容及び高さ要件については、対象となる区域や建物及び敷地の形状等によって工事費は変動します。施主（申請者）の意向を工事業者に伝え、直接見積りを依頼し費用を確認して下さい。

Q22 工事業者の指定はあるか。また市で業者を紹介してもらえるか。

A22 工事業者の指定はありません。また市で工事業者の紹介は行っておりません。

Q23 補助金は現金でもらえるか。

A23 事業完了後に、申請者の指定口座へ振込となるため、現金でのお渡しは出来ません。